

第12回（平成28年7月15日）

○福浦総務課長 それでは、定刻になりましたので、会議を始めます。

本日は、全委員が御出席でございます。

それでは、以後の委員会会議の進行につきましては、堀部委員長にお願い申し上げます。

○堀部委員長 ただいまから、第12回個人情報保護委員会を開会いたします。

本日の議題は2つです。

議題1「個人情報保護法施行令（案）及び施行規則（案）について」です。これまでの会議で、基本的な考え方につきまして各委員に御議論を頂きました。その議論の結果の方向性に沿いまして、事務局におきまして政令案と委員会規則案を作成しておりますので、岡本企画官から資料の説明をお願いします。

○岡本企画官 よろしくお願いたします。

それでは、説明申し上げます。今回と次回の2回に分けまして、施行令（案）、それから、施行規則（案）について御説明を申し上げます。

資料といたしまして、資料1-1と資料2-1というところでいわゆる骨子（案）というものを作っておりますけれども、これらは少しまたがっている部分がございますので、それを先に資料3を使いまして御説明申し上げます。そこからまたはみ出ているものにつきまして、後ほど骨子（案）のほうに戻って御説明させていただきます。

したがって、資料3の横表になっているものをご覧いただければと思います。こちらのほうでは、改正法の法律から委任をされているものを政令や委員会規則で定めるということを書いておりますけれども、それをまとめた一覧ということになります。

1ページ目でございますが、個人識別符号というところからでございます。

法律では、個人識別符号ということで、政令で定めるということになっておりますけれども、2つございまして、そのうちの1つが1ページ目でございます。（1）のところでございますが、特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した符号ということで、それを定めるということでございます。

これを政令で定めるのが横の柱のところでございます。（1）といたしまして、次に掲げる身体の特徴のいずれかを電子計算機の用に供するために変換した符号で、特定の個人を識別するに足りるものとして委員会規則で定める基準に適合するものということでございます。（ア）から（キ）までございまして、こちらのほうは基本的には委員会でお諮りしたものが並んでいるような形になっております。

（ア）といたしまして、DNAを構成する塩基の配列。（イ）といたしまして、顔の骨格及び皮膚の色並びに目、鼻、口その他の顔の部位の位置及び形状によって定まる容貌。（ウ）といたしまして、虹彩の表面の起伏により形成される線状の模様。（エ）といたしまして、発声の際の声帯の振動、声門の開閉並びに声道の形状及びその変化。いわゆる声紋というところがございます。（オ）といたしまして、歩行の際の姿勢及び両腕の動作、歩幅その他の歩行の態様。歩容というもの。（カ）といたしまして、手のひら又は手の甲若しくは

指の皮下の静脈の分岐及び端点によって定まるその静脈の形状。(キ)といたしまして、指紋又は掌紋ということでございます。

これのうち、上で線を引いておりました規則で定める基準のところでございますけれども、これを委員会規則に委ねておしまして、そちらで規定しているのはこういった内容でございます。身体の特徴を電子計算機の用に供するために変換した符号のうち識別符号に該当するものの基準といたしましては、特定の個人を識別することができる水準が確保されるよう、適切な範囲を適切な手法によって電子計算機の用に供するために変換することとするしております。

備考といたしまして、身体の特徴につきまして、規則で定める基準に適合するものとしておりますけれども、これは政令で掲げられたもののうち特定の個人を識別するに足りるものの要件を法令上明確にする必要があるということなのですけれども、技術の進歩に応じまして頻繁に見直しを行う可能性があることから、委員会規則でその基準を定めることとしたということでございます。

1枚おめくりいただきまして、個人識別符号のもう一つのほうでございます。

法律の(2)というところで、個人に提供される役務の利用、それから、商品の購入に関して割り当てられる、それから、個人に発行されるカードその他の書類に記載されるものということございました。

それを政令で定めるということで、横の柱のところでございますけれども(2)といたしまして、旅券の番号、基礎年金番号、運転免許証の番号、住民票コード及び個人番号。

(3)といたしまして、国民健康保険、後期高齢者医療制度及び介護保険の被保険者証にその発行を受ける者ごとに異なるものとなるように記載された委員会規則で定める文字、番号、記号その他の符号ということ。

それから(4)といたしまして(1)～(3)に準ずるものとして委員会規則で定める符号等ということ。

この線を引っ張っておりますところ、規則で定めるものということなのですけれども、委員会規則で、横のほうですが(2)といたしまして(ア)というところで、国民健康保険の被保険者証の記号、番号及び保険者番号がございます。(イ)といたしまして、後期高齢者医療制度及び介護保険の被保険者証の番号及び保険者番号というものがまず2つございます。(ウ)といたしまして、準ずるものというところでございますけれども、健康保険の被保険者証等の記号、番号及び保険者番号、公務員共済組合の組合員証等の記号、番号及び被保険者番号、雇用保険被保険者証の被保険者番号、それから、特別永住者証明書の番号等というふうにしております。

その考え方といたしまして、備考のところなのですが、1つ目のポツで、各種被保険者証の番号等の根拠規定というものが、それぞれ省令に規定されておりますので、政令で規定することには馴染まないということで、委員会規則のほうに定めることとなったということでございます。

また、2つ目のポツですけれども、第5回委員会資料にある「国家資格の登録番号」というところなのですが、備考のところ、実態としては広い範囲の事業者に取り扱われていないということかと思いますので、識別符号として定める必要性に乏しいからということで、規定しないこととしてはどうかというふうになっているところがございます。

資料3の3ページ目で、要配慮個人情報のほうでございます。

法律では、要配慮個人情報というものが新たに定められておりますけれども、人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないように、取扱いに特に配慮を要するものということで政令で定めるとしておるものでございます。

横の政令というところですが、こちらのほうの規定も以前お諮りしたものがそのまま規定されているということでございます。(ア)から(オ)までございまして(ア)といたしまして、身体障害、知的障害、精神障害その他の個人情報保護委員会規則で定める心身の機能の障害があること。(イ)といたしまして、本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者により行われた健診その他の検査の結果。(ウ)といたしまして、健診その他の検査の結果に基づくということ、または疾病、負傷その他の心身の変化を理由といたしまして、本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたということでございます。この(ア)と(イ)と(ウ)というものが、この横の法律で規定してございました病歴に並ぶものということでございます。

(エ)と(オ)というものが、犯罪の経歴に並ぶということになりますけれども(エ)といたしまして、本人を被疑者又は被告人として、逮捕、搜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと。(オ)といたしまして、これは少年ということですが、本人を非行少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたことということとしております。

この中で(ア)というところに下線を引いてございまして、委員会規則で定めるということとしておりますけれども、こちらのほう、委員会規則でより詳細に定めてございまして(ア)から(エ)まででございます。(ア)といたしまして、身体障害者福祉法における身体上の障害。(イ)として、知的障害者福祉法における知的障害。(ウ)といたしまして、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律における精神障害。(エ)といたしまして、治療方法が確立していない疾病等による障害の程度が厚労大臣が定める程度であるものというふうにしております。

備考といたしまして、この政令の中の解釈に関してなのですが、第10回委員会資料中に「(iv) ゲノム情報」というものがございました。

これにつきまして、遺伝子検査を実施する者というものが「医師その他医療に関連する職務に従事する者」に含まれます。また、その結果は政令(イ)というところの「健康診断その他の検査の結果」や政令(ウ)の「診療」にも含まれまして、重ねて規定する必要

はないことから、政令には明記されないこととしているものでございます。

もう一ページおめくりいただきまして、4ページ目でございますけれども、要配慮個人情報、原則といたしまして、取得をする場合には本人の同意を得ることになっております。ただし、ここに書いておりますような例外事項を設けておりまして、その場合には同意を得なくてもいいということになるのですけれども、そのうちの、今、4ページを開いていただいております（オ）というところから説明申し上げます。ここには、本人とか国の機関とか地方公共団体とか、76条第1項各号というものは適用除外を受ける者ということですが、その他委員会規則で定める者により公開されている場合ということとなっております。

この委員会規則で定める者というものを委員会規則、その2つ横の柱のところを書いておりまして、ちょうど、この（オ）で規定しておりますものの外国版ということで、ミラーのような形で書いていることとなります。（ア）といたしまして、外国政府、外国の政府機関、外国の地方公共団体又は国際機関。（イ）といたしまして、外国において報道機関、著述を業として行う者、学術研究を目的とする機関、宗教団体又は政治団体に相当する者ということでございます。

もう一ページめくっていただきまして（カ）というところがございます。ここには、その他前各号に掲げる場合に準ずるものとして政令で定める場合としておりまして、そういったものを政令で規定をすることになっております。

横をご覧くださいますと、こちらのほうも以前、委員会のほうでお諮りしておりますと、おりの事項が規定されていることとなります。（ア）といたしまして、本人を目視し、又は撮影することにより、その外形上明らかな要配慮個人情報を取得する場合において、障害とか、そういったもののケアのために、メモをとるとか、カメラに写り込むとか、そういったことを念頭に置いたものでございました。（イ）といたしまして、委託、事業承継又は共同利用に伴って個人データの提供を受ける場合において、要配慮個人情報の提供を受けるときということですが、この委託、事業承継、共同利用というものにつきましては、現行法において、これは第三者提供に当たらないということで、そうしますと、本人同意というものが要らないことになるのですけれども、要配慮個人情報のほうでは取得にあたって本人同意というものは必要となっておりますので、そこは平仄を合わせるということで、こちらのほうを除外して、抜いているという形になっております。

以上が資料3の御説明でございまして、個人識別符号と要配慮個人情報の委任を受けているものの流れを御説明したこととなります。

続きまして、資料1-1のほうに戻っていただきまして、資料1-1の1と2は先ほどの説明で御説明をしていることとなります。

3からでございます。「個人情報データベース等から除外されるもの」ということで、この個人情報データベース等というものが規律をかける上でのメルクマールとなっているものでございますが、こちらのほうから除外すべきものが現行の施行令でも規定があり、

それに倣うような形での規定ぶりとなっております。

ここに（１）から（３）というところまで、いずれにも該当する、全てを満たすということで規定をしております（１）といたしましては、不特定かつ多数の者に販売することを目的として発行され、かつ、その発行が個人情報保護法に違反して行われたものではないこと。（２）といたしまして、不特定かつ多数の者により随時に購入することができ、又はできたものであること。（３）といたしまして、生存する個人に関する他の情報を加えることなくその本来の用途に供しているものであることということでございます。

こちらのほうで、例えば電話帳など、そういったものが想定されているのですけれども、後から情報を加えることはございませんし、そういった本来の用途に供しているということで縛っているということになります。

以上が３でございます。

４といたしまして「個人情報取扱事業者から除外される者」で、こちらのほうは従前より御認識を頂いておりますような5,000件要件というものを撤廃するというお話でございます。

政令で定める者を個人情報取扱事業者から除くこととしておりました法の規定がございました。この規定というものは取り扱う個人情報の量とか利用方法から見て、個人の権利利益を害するおそれが少ないものとして政令で定める者を除くとしておったのですけれども、こちらが削除されたことに伴いまして、施行令の規定も削除するという形のものでございます。技術的な修正ということになります。

５といたしまして「匿名加工情報データベース等の定義」でございます。こちらのほうは、個人情報データベース等というものの規定ぶりをそのまま参照するような形になっておまして、匿名加工情報データベース等は、これに含まれる匿名加工情報を一定の規則に従って整理することにより特定の匿名加工情報を検索することができるように体系的に構成した情報の集合体であって、目次、索引その他検索を容易にするためのものを有するものをいうということでございます。

６といたしまして、こちらは権限の委任の非常に手続的なお話となります。

（１）といたしまして、政令で定める事情というものがございます。委任ができることとなる事情ということなのですけれども、２つございまして（ア）といたしまして、緊急かつ重点的に個人情報等の適正な取り扱いを確保する必要があること。（イ）といたしまして、その他、効果的かつ効率的に個人情報等の適正な取り扱いを確保するために事業所管大臣が有する専門的知見を特に活用する必要があること。（ア）が個別委任というふうに保証しているものでございまして（イ）が包括的にいうものを保証しているということでございます。

（２）といたしまして、事業所管大臣への権限の委任に関する手続でございますが（ア）といたしまして、委任しようとする事務の範囲とか委任の期間を定めていくということになります。ただし、委員会が自らその権限を行使することは妨げるものではございません。

(イ) といたしまして、そういったことを定めようとするときには、あらかじめ、事業所管大臣に協議をしなければならないとしております。(ウ) といたしまして、権限委任をしようとするときには、委任を受ける事業所管大臣、委任しようとする事務の範囲及び委任の期間を公示するというところでございます。

(3) といたしまして、委任をした後の結果報告でございます。

(ア) といたしまして、そういった報告というものが、委員会が定める期間なのですが、これを経過するごとに、括弧の中に書いておりますような、個人情報保護法に違反する行為があったと認めるときには、直ちにということなのですが、以下の①、②を記録したものを報告するということになっております。①といたしましては、報告若しくは資料の提出の要求又は立入検査を行った結果により判明した事実。それから、②といたしまして、その他参考となるべき事項でございます。

(イ) といたしまして、この報告の期間を定めようとするときには、あらかじめ、事業所管大臣に協議をしなければならないとしております。

(4) でございますけれども、地方支分部局の長等への権限の委任ということで(ア) といたしまして、事業所管大臣は、委任された権限及び結果報告の権限を外局の庁の長等に委任することができるとしております。(イ) といたしまして、その委任された権限をまた地方支分部局の長等に委任することもできるとしております。(ウ) といたしまして、こういった(ア) と(イ) の委任をしようとするときは、委任を受ける職員の官職、委任しようとする事務の範囲及び委任の期間を公示しなければならないとしております。

(5) といたしまして、地方公共団体の長等が処理する事務ということでございます。

(ア) といたしまして、報告徴収及び立入検査の事務というものが、事業所管大臣等に権限が委任された場合におきまして、個人情報取扱事業者等が行う事業であって当該事業所管大臣等が所管するものにつきましての報告の徴収又は検査に係る権限に属する事務の全部又は一部が他の法令の規定によって地方公共団体の長等が行うこととされているときは、その当該地方公共団体の長等が行うということでございます。

(イ) といたしまして、事業所管大臣等が自ら当該事務を行うことを妨げるものではないでございます。

(ウ) といたしまして、この上記(3) (ア) というものは権限行使の結果報告のことでございますけれども、この期間を経過するごとに、また括弧で、個人情報保護法に違反する行為があると認めるときは、直ちに、事業所管大臣等を経由いたしまして個人情報保護委員会に報告をしなければならないということにしております。

以上が施行令の説明でございました。

次に、規則(案)のほうでございます。

1と2につきましては、最初の3段表ということで御説明をしているものでございます。したがって、3からということになります。「オプトアウト手続による個人データの第三者提供に係る届出等」というところでございます。

オプトアウトでございますけれども、このオプトアウト手続というものは、第三者に提供される個人データにつきまして、本人の求めに応じて提供を停止することとしている場合でありまして、あらかじめ、第三者に提供される個人データの項目等の法定項目を本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いた上で、本人の同意を得ることなく第三者に提供することをいうということでございます。

(1) といったしまして、通知又は容易に知り得る状態につきまして、施行規則で定める方法により行うことということで、(ア) といったしまして、本人が提供の停止を求めるのに必要な期間を置くこと、(イ) といったしまして、本人が第三者に提供される個人データの項目等の法定事項を確実に認識できる適切かつ合理的な方法によることというふうにしております。

次に、オプトアウト手続による個人データの提供に際しては、委員会に対しまして、施行規則で定める方法により届出を行うということになっております。こちらは改正法で委員会に届出を行うということになっておりますけれども、これを委員会規則で定める方法により行うということで、それが(2)～(4)のところに書いている部分でございます。

(2) といったしまして、その届出の方法で(ア) といったしまして、委員会が別途定めるところにより、情報処理システムを使用する方法。それから(イ) といったしまして、届出書及び当該届出書に記載すべき事項を記録したCD-R等を提供する方法ということでございます。この届出書というものにつきましても添付して、これは資料2-3というところで、届出書というものが参考までに添付をしているものでございます。

また骨子(案)のほうに戻りますけれども(3) といったしまして、届出の話が続いておりますが、代理人によって届出を行う場合、代理権限を証する書面を提出しなければならないということでございます。

それから、代理権限を証する書面も先ほどの資料2-3の引き続きのところに委任状という形で参考までに添付しております。

骨子(案)の(4)のほうですが、外国にある個人情報取扱事業者は、オプトアウト手続による個人データの提供に際して事前の届出を行う場合には、国内に住所を有する者であって、当該届出に関する一切の行為について、当該個人情報取扱事業者を代理する権限を有するものを定めるとともに、当該届出と同時に、代理権限を証する書面を個人情報保護委員会に提出しなければならないとしております。

こちらの書面も、先ほどのものと同様でございます。

この届出を受けた委員会は、それを公表することとなっております。これを委員会規則で定める方向であるということですがけれども、それが(5)(6)に記載をしているところでございます。

(5) といったしまして、委員会による届出に係る事項の公表は、届出があった後、遅滞なく、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとするとしております。

(6) といったしまして、併せまして事業者の方ですけれども、この公表がなされた後に

は、速やかに、インターネットの利用その他の適切な方法によって、第三者に提供される個人データの項目等の法定事項を公表するものとしております。

その下の4から7までは、次回の委員会でお諮りすることとなっているものでございます。

最後で、8で「個人情報保護指針の届出等」というところでございます。

(1)といたしまして、認定団体は、今回の改正法で指針の届出を委員会の方で行うことになっております。これにつきまして、その届出を行おうとするときには、届出書に個人情報保護指針の写しを添えて、個人情報保護委員会に提出しなければならないとしております。

この届出書というものにつきましても、先ほどの資料2-3の続きでその届出書というものの様式を参考までに添付をしております。

骨子(案)の方に戻らせていただきまして(2)でございますけれども、認定団体からそういった指針の届出を受けた委員会は、それを公表するというに改正ではなっておりますが、その公表は、インターネットの利用その他の適切な方法によって行うものとしております。

(3)といたしまして、認定個人情報保護団体は、この(2)の公表がされた後、遅滞なく、インターネットの利用その他の適切な方法により個人情報保護指針を公表するものとしております。

以上が施行令(案)と規則(案)の本日の御説明でございます。

○堀部委員長 ありがとうございます。

詳細に説明をしていただきました。ただいまの説明につきまして、御質問、御意見をお願いします。

加藤委員、どうぞ。

○加藤委員 すみません。ありがとうございました。

御説明を頂いたところもあるのですが、例えば要配慮個人情報の中で、ゲノムについては医師その他医療に関連する職務に従事する者が健康診断その他の検査の結果という形で読み取れるというふうに伺って、確かにそういうことなのだろうと思いますが、果たして本当にこれで読み取れるのか。あるいは健康診断その他の検査のところを、例えば遺伝子検査みたいな形で入れる必要はないのか。そこについて、もう一度だけ御確認をさせていただければと思います。

○堀部委員長 岡本企画官、どうぞ。

○岡本企画官 こちらのほうで読めるかというのは、こういうふうに読ませたいということとございまして、もちろん、このゲノム情報ということで規定をするということを試みようとしていたのですが、(イ)や(ウ)といった健診その他の検査の結果とか、診療とか、そういうことを規定するものと同じようなものを規定しようとしますと重複があるということで、そういったものにつきましては、より一般的な規定のところを読み込

むようにしようということでございます。

この内容に、そういった解釈とございますか、読み方につきましては、例えばガイドラインとか、そういったものでお示しをしていくということでございます。

○其田事務局長 法令は、重複はしてはいけないという意味での原則はございますので、読めるものは書けないということですので、資料3は、議事資料として公表されますので、この備考欄は民間事業者や、医療の方にご覧いただけますし、また、今、企画官が申し上げましたように、ガイドラインとかQ&Aでも丁寧に説明をしていきたいと思っています。

○堀部委員長 阿部委員、どうぞ。

○阿部委員 民間の遺伝子データについて、商売で遺伝子診断みたいなものを行っている事業者がいるでしょう。それも読めるということですか。

○岡本企画官 はい。そういうことになります。

○阿部委員 そういう、他の医療関係の法令とか何かで読めるかというのは、それはまさに、この条文の解釈で、単独でそういう具合に判断していくのか。この辺の違いは、何か特別に根拠はあるのですか。

○岡本企画官 ないです。根拠に関してはございませんので、こちらのほうの医師その他医療に関連する職に従事する者というところで、このように行こうと思っています。

○阿部委員 これは全く創設的に、この政令で読むということですか。

○岡本企画官 はい。

○手塚委員 当然、研究者とか、そういう人たちも入るのですか。ゲノムでというデータ分析をしたり、基礎データを何かするとか、そういうところも入ってくると。

○其田事務局長 ただ、学術研究は除外規定になっています。

○手塚委員 そちらのほうで整理するのですね。

○其田事務局長 はい。またそれは、何がされているかによっても皆さんも、学術研究でしたらそうなりますし、そうでなければこちらは入るかもしれません。

○堀部委員長 丹野委員、どうぞ。

○丹野委員 今のは、私も規定されると思っていた中でこういう書き方になったので、ここは消費者に対して広く周知しないといたずらに誤解を招くだろうという部分があるなというところです。この資料3の他の備考の部分、例えば1ページ目にあった政令と委員会規則のところの基準など、そういう非常に重要なところで、委員会規則として打ち出したところだと思います。ただこの資料を見る人はそんなには多くないので、委員会が存在するメリットとして普通の人分かるような形で周知をしていかないといけないと思っています。

全体としては、非常に良くまとまっているなと思います。

○堀部委員長 嶋田委員、どうぞ。

○嶋田委員 私は、この定義規定一覧は大変良くできていて、分かりやすいので、こういったものが公表されることは、非常にいい方向性だなと感じました。

また、ゲノムのところは、様々なケースがまだ固まっておらず、国民の理解もバラバラな状況の中で規定してしまってもいけないので、これを出した後に様々な質問も来るでしょうから、そういったものを踏まえて、丹野委員がおっしゃいましたけれども、ガイドラインのほうで少し詳しく説明していくと理解も進むと思います。

これはとても良くできていると思います。ありがとうございます。

○堀部委員長 宮井委員、どうぞ。

○宮井委員 私も、全体に特に異論はないのですけれども、細かい質問で恐縮なのですが、オプトアウト手続の「(4) 外国にある個人情報取扱事業者」云々というところなのですが、ここの2行目から「国内に住所を有する者であつて、当該届出に関する一切の行為につき、当該個人情報取扱事業者を代理する権限を有するもの」という、この「有するもの」と言っているのはどういうものを対象に運営すればよろしいのでしょうか。

○岡本企画官 こちらのほうは事業所とか、そういったものも一つ、法人格を持つものもございましょうし、それから、本当にその権限を代理するということで、弁護士さんとか、そういったものも含まれているというふうに考えております。

○宮井委員 個人もあるし、その事業者、会社みたいなのところもあるという、全部を包含した上でのものということでしょうか。

○岡本企画官 はい。そういう理解でございます。

○宮井委員 分かりました。

○堀部委員長 阿部委員、どうぞ。

○阿部委員 この資料3の1ページの「個人情報保護委員会規則で定める基準に適合するもの」のところ、右側、委員会規則があつて、これは実質的にコアが見えづらいところなのですけれども、これは組み立て方としては、政令の中にどこまでだったら書ける、このように書けるということですね。あと、具体的に細かいことといたら、更に具体的に規則に委任するという書き方もあるのですけれども、右側の説明を見ると、これから色々盛られてくる可能性がありまして、今、ここで書けないと正直に言つてあるので、そういう意味で、ここはいずれも具体的な事例が出てくれば具体的な基準を書き込む可能性が残っている、そういう具合に解釈してもよろしいでしょうか。

○其田事務局長 これはおっしゃるとおり、今、右側の委員会規則というものはほとんど大まかなことしか書いていないのですけれども、技術の進展に伴って皆が納得できる基準を書く日が来るかもしれないという意味で規則に落ちているということです。

○阿部委員 将来のために確認したかったのです。

○其田事務局長 おっしゃるとおりでございます。

○堀部委員長 全体的には法律、政令、委員会規則と3階層になっていますので、政令で、更に委員会規則に委ねることにもなります。委員会には規則設定権があります。委員会は、その所掌事務について、法律若しくは政令を実施するため、又は法律若しくは政令の特別な委任に基づいて、個人情報保護委員会規則を制定することができることとされてい

ます。政令よりも更に詳細なものとなりますと委員会規則ということですが。

○手塚委員 今の関係ですけれども、ちょっといいですか。

○堀部委員長 手塚委員、どうぞ。

○手塚委員 (ア) から (キ) まで対象が書いてあるのですけれども、これが増えてきた場合は、そのときは規則で厳しくするというのでしょうか。

○堀部委員長 委員会規則は委員会では変えられますので。

○阿部委員 これに並ぶものだったら、政令にしないといけないのでしょうか。

○手塚委員 これに並ぶものは政令で変えないといけないということですか。

○堀部委員長 山本参事官、どうぞ。

○山本参事官 今の手塚委員の御質問は、この (ア) から (キ) に並ぶものを追加するケースにおいては、今後、仮にそういったものがあつた場合には、この政令で改めて規定を追加していく必要があるのではないかと一般的には考えられます。

○手塚委員 それで、その政令をやるときは、ここで議論をするということでしょうか。

○堀部委員長 政令は閣議決定されますけれども、その案はここで作つてということになります。

○其田事務局長 そうです。委員会に案を出して、閣議に請議をいたします。

○堀部委員長 丹野委員、どうぞ。

○丹野委員 最後にとつて、すみません。オプトアウトのところなのですけれども、資料 2-1 の 2 ページ目の上から 2 つ目の「(イ) 本人が第三者に提供される個人データの項目等の法定事項を確実に認識できる適切かつ合理的な方法によること」と、かなり一杯書いてあるという書きぶりになっているのですが、要するに消費者が業者のどこに書いてあるか分からぬという話のこともここでフォローされているのだと思いますけれども、具体的な部分はガイドライン等で一般的な方向として、例えばワンスクロール範囲内に見られることとか、そういうことを加えてくださると実効性が高まっていくと思います。

○其田事務局長 今、丹野委員のおっしゃった話は非常に消費者にとって大事な部分ですので、現行の経済産業省のガイドラインなりとかにもかなり具体的な事例として記載しておりますので、そういった部分を踏まえて民間のガイドラインを考えていきたいと思ひます。

○丹野委員 分かりました。

○熊澤委員 その点なのですけれども、そういう意味でもいわゆる申請をしてもらつて、必ずチェックを入れるという体制を作つてという理解でいいのですか。

○其田事務局長 はい。おっしゃるとおりです。

○堀部委員長 嶋田委員、どうぞ。

○嶋田委員 オプトアウト手続の、資料 2-1 の 2 ページで「(ア) 本人が提供の停止を求めるのに必要な期間をおくこと」というところが書いてあります。(イ) の合理的な方法のところも、これもまた運営する事業者がこれを見たときに、どういうふうな期間を設

定したらいいか、悩むところでもありますので、この辺はやはりガイドラインのところには目安を入れるべきだと考えます。

○堀部委員長 今日頂いた御意見などを踏まえて、またガイドライン案を作成しますので、そのときに色々御意見を賜りたいと思います。

○阿部委員 それから、すみません。細かいことなのですが、資料2-1の3ページの「8. 個人情報保護指針の届出等」のところに「個人情報保護委員会に提出しなければならない」という記載がありますが、これは書類で提出という設定でしたか。電子申請とかの、そういうものは想定していないのですか。

○岡本企画官 電子申請も、システムの関係ですので、少し不透明な部分もあるのですが、可能であればということかと思っています。

○阿部委員 そういう時期が来れば、そういう方法も後で増えてくるかと思っています。

○岡本企画官 はい。そう思います。

○山本参事官 あと、今の点につきましては、基本的にオンラインでの申請という件もありますけれども、当然ながら電子媒体でも、書面ではない提出というものは受け付けられるような形での規則の書きぶりとさせていただきますので、その点は確認的に申し上げたいと思います。

○堀部委員長 色々質問等をいただきました。今日出ました様々な意見の中で、更に詳細な部分についてはガイドラインに盛り込みたいと思います。

そこで、今日お出しした案につきましては、次回の委員会、7月29日ですが、そこで議論する箇所と併せまして、この案でパブリックコメントにかけるということにしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○堀部委員長 では、そのようにさせていただきます。どうもありがとうございました。

次に議題2「その他」です。

委員の渡航承認についてですが、手塚委員は、7月16日から31日まで米国及び英国に委員会用務外で渡航されるとのことです。この海外渡航について承認してよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○堀部委員長 それでは、海外渡航については承認されました。

本日の議題は以上です。

本日の会議の資料につきましては、条文である資料1-2、資料2-2及び資料2-3についてはパブリックコメントの開始日に公表することとしまして、その他の資料、骨子案の資料1-1と資料2-1、定義規定の表の資料3の3種類については速やかに委員会のホームページで公表したいと思いますと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○堀部委員長 本日の会議は閉会といたします。

今後の予定につきまして、事務局から説明をお願いします。

○福浦総務課長 次回ですが、7月29日金曜日の14時から、この会議室で行う予定でございます。よろしくお願いします。

資料については、今、御決定を頂いたとおりに取り扱わせていただきます。

本日は、誠にありがとうございました。

○堀部委員長 ありがとうございました。